

令和7年度 第3回 風力発電部会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年3月27日(金) 15:00 ~ 16:00

2. 開催場所 宇和島市役所 津島支所 2階会議室

3. 出席者

(1) 委員 (9名)

宇和島市 産業経済部長 梶原 祥敬
宇和島市 市民環境部長 平田 幸
宇和島市 産業経済部 農林課長 二宮 貴紀
宇和島市 市民環境部 生活環境課長 兵頭 利樹
宇和島市 津島支所長 山田 政彦 (代理出席 支所長補佐兼総務税務係長 駄場崎 明英)
(株)GF プロジェクトマネージャー 岩村 友和
御楨財産区管理会 会長 山口 一光
畑地財産区管理会 会長 山中 均
上楨地区自治会 自治会長 代表 児島 勝利

(2) 関係者 (3名)

楨川正木ウインドファーム合同会社
代表社員 (株)GF 職務執行者 平岡 達 (web 出席)
(株)GF 楨川正木ウインドプロジェクト 狩野 圭一郎
JR 東日本エネルギー開発(株)
経営戦略部 兼 事業マネジメント部 兼 開発部部 シニアチーフ 菊池 亮 (web 出席)

(3) オブザーバー (3名)

愛媛県南予地方局 農業振興課担当係長 高橋 幸嗣
愛媛県南予地方局 森林林業課担当 主任 萩原 竹人
中国四国農政局
生産部 環境・技術課 再生可能エネルギー・バイオマス係長 伊藤 千香 (web 出席)

(4) 事務局 (3名)

宇和島市 市民環境部 生活環境課 課長補佐 立花 裕嗣
〃 環境政策係長 高田 昌宏
〃 環境政策係主任 山本 百合香

4. 協議事項

(1) 提供資金の管理・活用案について

5. 配布資料

資料1 協議会次第
資料2 委員名簿
資料3 配席図
資料4 提供資金の管理・活用案について

6. 協議

事務局	【開会】 部会所属委員 14 名のうち 9 名が出席。
平田部会長	【会長挨拶】 平田部会長挨拶。
	【協議】 協議事項 1 提供資金の管理・活用案について
平田部会長	事務局より、説明を求める。
事務局	資金は市が指定寄附として受け取り、既存の基金へ積み立てる。 資金の活用事業について提案事項を説明。(資料 4) ①地域の農林水産業の発展に資する事業(市直営事業) ②地域限定の補助事業(既存の補助制度の自己負担分を補う事業)
山口委員	②は市の事業を対象としているが、国や県が実施する事業において地元負担金が発生するケースもある。これらの地元負担金に充当することが可能なのか。
事務局	国や県が実施する事業に対して対象となるか確認を要する。
二宮委員	②の場合、国・県の事業における地元負担金への補助としてこの資金が充てられるのか確認が必要であるが、市が実施する活用事業案(①②)についてはこの資金が充てられる。 地域では国、県が関係する大きな工事についてどのような要望があるか。
山口委員	スマート農業や圃場整備、堰堤の改修などの要望がある。
山中委員	以前、畑地の田んぼに水を引くための井出が壊れ、修復したとき、地元負担は発生しなかった。そのため、最近では地元負担が無い場合、資金を使い切ることが難しいのではないかと。
梶原委員	例として挙げている事業は、現在基金の用途として活用が確認できている市の単独事業であり、市の財源と地元の受益者の負担で実施している事業である。 また、先に二宮委員が述べたとおり、県や国の受益者負担部分に基金を充てることが可能か否かについては、国や県に確認する必要がある、本件に関しては一旦持ち帰らせていただきたい。
山中委員	畑地財産区の立場から述べると、以前から懇願しているおどろ奥の林道の舗装について、宇和島市に対し要望を行っている状況である。財産区には資

金があるため、仮に地元負担が必要であるなら、その資金を活用するよう求めたが、状況は前進していない。

私たちが懸念しているのは、公金に関与した場合に地元負担として資金を出すことが困難になる可能性である。さらに、その手続きに2年ほどの期間を要するとの見解がある。このような背景を踏まえた場合、公金に関与することで問題が長期化する懸念が生じている。

駄場崎

2年かかるという話ではなく、財産区で事業を行う場合、森林の維持管理を目的とすることが大前提となる。具体的には、財産区が所有する森林の間伐や植林が必要になった場合に、その財源を確保する必要があり、財産区の財源を消費してしまうと、必要なときに事業ができない状況となってしまう。この点については、会長も理解しているものと考えている。

山口委員

「地域」とは風車建設に貢献した地域だと認識しているが、いかがか。

山中委員

「地域」を御槇地区と畑地地区に限定することはできないのか。

事務局

資金は「指定寄附」の制度を利用し、発電事業者が地域と資金活用の用途を限定して寄附する。また、地域を限定することについては全体会で承認を得るものとする。

岩村委員

指定寄附として、御槇地区、畑地地区へ寄附する形で資金が活用されるのであれば、調整したい。

平田部会長

これまでの意見をまとめると、まず事務局が説明を行った後に、国や県の事業における自己負担分について質問があり、それに対して事務局は「この点については確認が必要である」と回答した。

さらに、「地域を限定して使用できるようにしたい」との要望があった。その点については、岩村委員から地域を指定して寄附を行う形で対応するとの回答があった。また、事業者からの資金は市が一旦受け取る形となり、事務局提案の①市の直営事業への資金充当、②市の事業に関する自己負担分を補填する方針が決定した。

そして、国や県の事業における自己負担については、引き続き確認が必要とされる。この内容で問題ないか、補足事項があれば提示されたい。

山口委員

国や県に要望する事業の地元負担へも資金を充当してもらえるような仕組みとしてもらいたい。

二宮委員

確認する。

兵頭委員

地域については、基本的には事業者が指定する形になると認識している。一方で、協議会においてその使い道や制度に関する意見が出されることになるため、まず全体会において意見を聴取し、その上で最終的に協議会として対象地区を絞り込む流れになるものと考えている。その絞り込まれた地区については、事業者が指定する形式となると思われる。

なお、本件については、先述した内容で問題ないと判断しているが、あくまで全体会において了解を得る形になると認識している。その点について、補足させていただく。

岩村委員

指定地域は全体会での決定をもって指定する形で進めさせていただく。

平田部会長

オブザーバーの中国四国農政局伊藤様、ご意見等はないか。

中国四国農政局

(意見なし)

平田部会長

その他、全体を通して、質問・意見・要望等はないか。
ないようであれば、議事を終了し、事務局に進行をお返しする。

【閉会】

※閉会后、②事業案の国・県事業の地元負担部分への基金充当は市の裁量で可能と確認。

以上